

第5回日中企業法務フォーラム 「サステナビリティと企業法務」に参加して

斯庫林（上海）企业管理咨询有限公司

長谷川俊一

東芝（中国）有限公司

萩原 裕之



日中企業法務フォーラム

2023年11月18日、上海交通大学徐匯キャンパス東方会堂で、第5回日中企業法務フォーラム（主催：上海交通大学日本研究センター、経営法友会、協賛：上海交通大学凱原法学院、上海交通大学凱原法学院企業法務研究センター、上海市法学会会社法務研究会、公益財団法人国際民商事法センター、公益社団法人商事法務研究会）が開催されました。

フォーラムでは、「サステナビリティと企業法務」、「テクノロジーと企業法務」、「ESGと企業法務」の3テーマが設定されました。日中の実務家が登壇して、プレゼンテーションとパネルディスカッションを行いました。

本稿では、同フォーラムに参加された長谷川氏と萩原氏に、概要を紹介させていただきます。

1. サステナビリティと企業法務

(1) 中国側登壇者のプレゼンテーション

第1セッション「サステナビリティと企業法務」では、まず、モデレータの郭俊秀氏（中国東方航空集团有限公司総法務顧問）が、東方航空におけるESGへの取り組みについて紹介しました。

続いての曹暁兵氏（特斯聯科技集団副総裁、GINEA 幹事長）のプレゼンテーションの概要は、以下のとおりです。

まず、ワットが蒸気機関を発明した1776年以降の、農業を中心とした産業から工業、情報サービス産業への発展における、エネルギーと情報の活用の変遷を示した上で、生成AIの実用化を迎えた今日、テクノロジーの適切な活用

が企業のサステナビリティを考える上で不可欠となることを指摘しました。また、中国の第14次5カ年計画の中で謳われる「経済発展」、「創新駆動」、「民生福祉」、「綠色生態」、「安全保障」の課題は、数量の拡大から質の高度化へと歩んできた中国の次に目指す方針であり、国連が推奨するSDGsとも軌を一にしていると指摘しました。

さらに、曹氏は、自らChatGPTのデモンストレーションを行い、AIによる契約審査も可能となる一方で、人権問題やプライバシー、アルゴリズムの偏見といった、AIの負の側面を指摘しました。その上で、科学技術における倫理観を定義することや、あくまでも人間本位の基準をもってテクノロジーと対峙していくことが持続可能な発展には不可欠であることを強調しました。

(2) 日本側登壇者のプレゼンテーション

続いて、佐々木毅尚氏（NISSHA 株式会社法務部シニアマネージャー（現法務部長））が、同社におけるサステナビリティと企業法務の取組みについて紹介しました。その概要は以下のとおりです。

サステナビリティとは、将来にわたって現在の社会の機能を継続していくことができるシステムやプロセスのことであり、そのための3つの柱が環境保護、社会開発、経済発展です。これらをどのように調和するかが企業の直面する課題です。

世界最大のサステナビリティ・イニシアチブである国連グローバル・コンパクト（10原則）は、人権の保護、労働者の雇用保護、腐敗防止を掲げています。また、日本の上場企業においてサステナビリティの取組みが注目されている背景として、証券取引所の要請としてコーポレートガバナンス・コードに基づきサステナビリティに取り組むことが求められていること、情報開示の観点では有価証券報告書にサステナビリティに関する取組みを記載することが要請されていること、また、投資家の判断基準（スチュワードシップ・コード）として投資対象企業のサステナビリティ活動の内容がチェックされていること等が挙げられます。

サステナビリティ活動としては、正の影響を与える活動として、SDGsをベースとした事業展開と自社取組みの開示、TCFDに基づく開示等が挙げられます。その一方で、負の影響に対処するために、人権デュー・ディリジェンスの実施（法令違反の有無、企業と被害者の損害の大きさの考慮、国際スタンダードに基づく審査等）が求められており、サプライチェーンにおいて人権保護の観点でサプライヤーを審査するようになってきました。もっとも、人権保護の観点で問題のあるサプライヤーとの取引関係を断つのではなく、問題解決に向けてサプライヤーと協働して取り組むことが求められています。たとえば、下請企業が倒産し、従業員が解雇されたケース等で、発注元の親事業者には何らかの責任があると判断される場合に（下請企業に

対して適正に対価を支払っていなかった場合等）、サステナビリティの観点で親事業者は間接的に違法行為に関与してきたことを認識するよう求められているのです。

企業法務では、これまではリスクマネジメントが要請されてきましたが、今後はサステナビリティの観点から、サプライチェーン全体でサプライヤーと協働して発展していくことが求められています。

このように、すでにさまざまな国際スタンダードが存在し、法律が求める義務だけを履行する「従来の法令遵守」ではなく、国際標準や会社のレピュテーションリスクを意識して行動をすることが求められています。

(3) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、以下のことが語られました。

まず、洛陽の鋳業（モリブデン業）グループは、非鉄金属鋳業の業界で、中国の改革開放の40年間で資本化や混合的な所有形態の改革を契機として事業拡大を進めてきています。中国国内では多くの鉱物資源を採掘していない中で、中国の国策として、鋳業の業界は国際化を図っており、海外M&Aにより金融資本と産業資本が密接に結びついている細分化された分野になっています。中国の有名な概念として、「内保外貸」（中国国内の会社が保証した上で中国の銀行から海外企業に融資すること）と呼ばれているものがありますが、中国の会社は中国の4大都市商業銀行の金融資本の力を借りて、国内の親会社が保証して、金融資本と産業資本の結合を図るとともに、海外の事業を取り込むことで事業発展のプロセスを進めています。鋳業の業界において、持続可能な発展の過程で直面した典型的な問題として、コンゴ民主共和国からの鉱物の確保があり、国際的なサプライチェーンにおける法的な課題に対処することが求められました。

企業が持続可能な発展をして社会的責任を果たすため、国連からESGの概念が発表され、これが脈々と受け継がれています。持続可能な発展をして社会的責任を果たす過程の中で、企



業の法務部門が果たす役割は多大であり、時代とともに進化して、あらゆるテクノロジーが企業の持続可能かつ循環的な発展と緊密に結合すべきです。

次に、パナソニックでは、急速な事業転換、すなわち、単なる家電産業から、多品種、多業界を網羅する複合的な企業グループに発展し変化している中で、企業の持続可能な発展と企業法務というマクロ的なテーマについて、どのように実践していくかが課題となっており、持続可能な発展のため、企業として、地球環境への貢献や、一人ひとりの日常・健康といった生活に貢献することも求められています。これらへの貢献を通じて、企業は市民の理解を得ることができ、持続可能な発展の使命を維持することができると考えられています。

パナソニックのような製造業の企業では、エネルギー削減の目標を達成することが求められています。工場での省エネや二酸化炭素排出削減を実行するとともに、新エネルギー車の製品を含むグリーンエネルギー製品への投資が、企業の発展戦略の主要な方向性となると考えられています。多くの企業グループは、国際化、グローバル化を通じて、持続可能な発展に向かって努力しています。

また、企業の持続可能な発展に向けて、法務部門がどのように企業戦略に寄与するかが課題となっています。これまでの企業法務では、企業がいかに問題を起こさないようにリスクに対処するか、いわゆるリスク管理に取り組んできましたが、今後の企業法務は、サプライチェーンやパートナーを含めた取組みを促進して発展

させていくことが求められます。

そして、法務部門は、以前は自社の経営にかかわる法律分野をレビューすることが中心でした。しかし、現在では、国際情勢の変化に伴い、自社の経営に直接関係のない業界の法令改正が、外資系企業全体あるいは他の業界の企業に影響を与えることも生じており、このような環境下では、法務部門は単に法律を理解し解釈するだけではなく、政治や政策、国際環境、国際的な変化も理解し、効果的で効率的な役割を果たすことが求められ、要請はますます拡大しています。

続いて、デジタル産業のスタートアップ企業としては、資金調達が非常に重要であり、多額の資本が必要となります。上場へ向けて、企業文化の確立、従業員の健康的な労働時間の管理、従業員のエネルギーや情熱を保証できるように対応することが求められます。そして、従業員に事業拡大に向けてプロジェクトの中で普段とは違う役割を担わせて、自己能力の開発につなげるとともに、労働時間の管理など関連法令を遵守することにより、企業の持続可能な発展に寄与することになります。

2. テクノロジーと企業法務

(1) 中国側登壇者のプレゼンテーション

第2セッション「テクノロジーと企業法務」では、まず、モデレータの何燕萍氏（資生堂中国区副総裁、総法律顧問）が、テクノロジーと企業法務について、自社の取組みを紹介しました。その概要は以下のとおりです。

資生堂は、設立から150年以上、グローバルで化粧品会社として科学技術研究に取り組んできており、テクノロジーの発展により業務の効率を急速に改善しています。企業法務においても、現在では、法律文書を作成する際にパソコンの音声で入力したり、ChatGPT等により法的な問題を迅速に検索したりすることが可能となったことなどをふまえて、これからも時代の流れに順応して、企業法務としてテクノロジー活用に取り組むことの重要性について説明され

ました。

続いて、王唯駿氏（上海国際経済貿易仲裁委員会秘書長）が、「国際ビジネスの新ビジョン：デジタル化と仲裁」というタイトルでプレゼンテーションを行いました。越境 EC というサイバー空間での取引で発生する法的トラブルをどのように解決するのかという、デジタル仲裁規則の制定の取組みに関する内容で、その概要は以下のとおりです。

AI やブロックチェーンの技術が発展し、中国では、国务院のデジタル経済発展計画も発表されています。そのような状況下で、上海国際経済仲裁センターでは1万7,000件を超える仲裁を実施してきた中で、現在はオンラインによる仲裁も実施（200件以上を実施）し、仲裁のデジタル化が進んでいます。仲裁のデジタル化では、専門的なリソースを活用し、オンライン仲裁のプラットフォームを構築した上で利用を進めています。

電子取引では売主が対価を回収する方法が問題となりますが、テクノロジーにより買主・売主それぞれの同一性のチェック、契約条項のチェックが行われています。また、1,000人を超える仲裁人の中でデジタル化に対応可能な専門家を抽出し、オンライン仲裁を進めています。

オンライン仲裁を実施する上で、上海国際経済仲裁規則の改定、デジタル仲裁規則、オンライン仲裁ガイドラインが施行されるとともに、デジタル化された送達方法等が規定され、新たな仲裁の実施方法が提示されています。

(2) 日本側登壇者のプレゼンテーション

続いて、奥村友宏氏（株式会社 LegalOn Technologies 執行役員）が、同社の AI 契約審査システムのデモンストレーションを行いながら、プレゼンテーションを行いました。その概要は以下のとおりです。

同社は、リーガルテック（リーガル／法律とテクノロジーの連携）により法務業務の利便性の向上を図り、IT を活用した法律サービスを提供しています。

企業に対するあるアンケートでは、法務業務で時間がかかる業務は契約関連とされています

が、リーガルテックにより契約業務の効率化が可能となります。

契約審査の受付業務、契約審査（AI を使用して契約書をレビューする）、契約の締結業務、契約管理（次の交渉のアイデアとして使用する）等で、テクノロジーを活用できます。また、リサーチ（法律の検索）、不正調査（e ディスカバリー）、文章校正、翻訳業務でもテクノロジーを活用できます。

企業法務実務では、AI により、迅速な法律検索、契約審査における必要な条項の見落としの発生防止、契約レビューにおける解説文（弁護士が作成）の表示等が可能となり、法務経験の浅いメンバーでも学習しながら経験を得られます。また、AI により法務業務の時間（工数）の削減が可能となります。そして、業務の効率化によって生まれた時間を戦略的な法務業務に活かすことができるようになります。

また、生成 AI により、契約書の文章の校正や、法律資料の要約が可能となります。他方で、AI やテクノロジーの活用に依存しすぎると、法律の最新情報が欠落したり、情報の偏りによる偏見が生じるリスクがありますので、この点は注意事項です。

これらをふまえると、企業法務担当者は、「守り」の法務（予防法務）と「攻め」の法務の両面で、テクノロジーを活用することができます。AI は情報を瞬時に集めてまとめることが可能であるので、それは AI に任せればよいが、人間には AI 情報をもとに判断を下すことが求められます。

(3) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、AI に代表されるデジタル技術の活用が法務業務の効率化や今までできなかった作業（たとえば不正調査等におけるデータ検証）を正確かつスムーズに行えることへの期待が語られました。

たとえば、契約業務は電子化が進展し、仲裁もオンラインで実施するようになったほか、AI 等のテクノロジーにより法務業務の効率化や大量のデータのレビューが可能となり、各部門での経費の使用状況のチェックも可能となり

ます。

その一方で、デジタル技術を活用する側が、その技術の利用方法をどう定義するかが重要で、リスクの定量化には有効だがそれをどう評価するか、あるいはリスクをテイクできる範囲まで低減するための取組みは人間が正しい判断によって行うべき、という意見が出されました。たとえば、テクノロジーにより自動的に生成される判決・仲裁判断について考えてみると、類似案件については類似の結論となるべきなので、テクノロジーが役に立つ側面もありますが、すべての判決・判断をAIに任せるのはリスクであり、AIはあくまで補助のツールにすぎず、最終的には人間が判断すべきであるといった意見が出されました。

そのほかの具体的なリスク・課題として、個人情報の管理方法、外部からの攻撃リスクやシステム障害発生リスク等に対するサイバーセキュリティの確保とそのコストが挙げられました。

3. ESG と企業法務

(1) 中国側登壇者のプレゼンテーション

第3セッション「ESGと企業法務」では、まず、秦晟氏（三井住友海上火災保険（中国）有限公司法律責任者）が、ESGと企業法務について、環境、社会、コーポレートガバナンスの3つの角度から、自社の法律およびコンプライアンス責任者の立場として企業の持続可能な発展に寄与すること、また、これらについて企業として継続的な実行が求められることについて言及しました。

続いて、徐雲程氏（上海数澄科技有限公司CEO、上海現代サービス連合会ビッグデータセンター常務副主任）が、「企業での持続可能なガバナンスの新モード」と題してプレゼンテーションを行いました。概要は以下のとおりです。

まず、ビッグデータの活用による無限の可能性について述べた上で、クロスボーダーのビジネスに従事する企業にとって、ビッグデータの活用においては、「①ビジネス vs. 倫理」、「②

国内 vs. 国際」、「③現在 vs. 未来」の視点を持つ必要があると主張しました。①については、プライバシーや個人情報の問題が避けて通れないこと、その上で企業側は個人の立場で自分のこととしてとらえてデジタル技術の利用を考えなければならないと指摘しました。②については、SDGs等の国際基準を重視し、その取組みを適切に公開することの重要性を示しました。③については、デジタルネイティブといわれるZ世代の理想主義的な思考を商品やビジネスに活かしていかなければ企業の未来はない、という主張でした。

(2) 日本側登壇者のプレゼンテーション

金野晴之氏（AGC（中国）投資有限公司上海支社総経理）が、「AGCグループのガバナンス」と題して、同社の100年を超える会社の歴史と、現在のガバナンス体制のプレゼンテーションが行われました。概要は以下のとおりです。

まず監査役会を有する比較的古典的な組織構造を持っている同社は、3つのディフェンスラインに整理されたガバナンス体制を構築しており、これを中国国内での管理公司としての役割に当てはめている現状の体制が紹介されました。第2ディフェンスラインの機能としては、中国の統括会社（上海）で、管理スタッフが20社程度の中国現地法人にシェアードサービスを提供しており、これには、環境と安全も含まれています。また、第3ディフェンスラインの機能としては、中国の統括会社（上海）に内部監査部を設置して、20社程度の中国現地法人の監査を実施しています。

(3) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、医薬業界における病院とサプライチェーンとの関係における腐敗防止の取組みが紹介されました。また、金融業界では、当局における厳重な為替管理がある中で、ESGに対する要求度が日増しに高くなってきていることが紹介されました。そして、FinTechに代表されるデジタル技術の進展において、データや個人情報の管理の重要性があらためて強調されました。

4. まとめ

「サステナビリティと企業法務」と題された今回のフォーラムでは、生成 AI に代表されるデジタル技術が企業活動に実装されていく状況下において、企業の持続可能性をいかにして確保していくべきかという議論が中心でした。デジタル技術がもたらす功罪を把握し、とりわけネガティブな側面についてのリスクの顕在化を抑制するためには、プライバシーや人権の保護、高い倫理観が求められます。これは、SDGs が求める基本的な考え方と合致します。同時に、企業法務そのもののサステナビリティへの問題提起にもつながっていると思わ

れ、契約審査や不正調査において生成 AI 等のデジタル技術を選ばない手はもはやないものとしてとらえ、これらをいかに正しく活用していただけるかが、今後の企業法務活動においては避けて通れない課題となるでしょう。

現在までの企業法務における実務上の経験および知識の成果を結集した上で、SDGs が求める基本的な考え方やテクノロジーの進化による新たな視点を取り入れ、企業法務が直面している課題に取り組むことが重要です。グローバル化が進展する中で、人権や個人情報、プライバシー、腐敗防止といった普遍的な価値観と調和した上で、情報と資源、ノウハウの共有化を進めて、企業の持続可能な発展を促進していくことが求められます。

(はせがわ・しゅんいち はぎわら・ひろゆき)

第5回日中企業法務フォーラム「サステナビリティと企業法務」

日時 2023年11月18日(土) 14:00~18:00 (CST)
会場 上海交通大学徐匯キャンパス廖凱原法学楼208東方会堂

1. 開会挨拶

2. サステナビリティと企業法務

- ・モデレーター 郭俊秀 (中国東方航空集团有限公司総法務顧問、チーフコンプライアンス責任者)
- ・プレゼンテーション
曹曉兵 (特斯聯科技集団副総裁、GINEA 幹事長)
「テクノロジー論理と企業法務の共同発展及びイノベーションサービス」
佐々木毅尚 (NISSHA 株式会社法務部シニアマネージャー)
「サステナビリティと企業法務」
- ・パネルディスカッション
張傑 (CMOC 集団股份有限公司総法律顧問)
劉薔 (松下電器 (中国) 有限公司法務コンプライアンス管理センター所長、シニアディレクター)
黃曉輝 (知微行易智能科技有限公司副総裁、CTO)

3. テクノロジーと企業法務

- ・モデレーター 何燕萍 (資生堂中国区副総裁、総法律顧問)
- ・プレゼンテーション
王唯駿 (上海国際経済貿易仲裁委員会秘書長)
「国際ビジネスの新ビジョン：デジタル化と仲裁」
奥村友宏 (株式会社 LegalOn Technologies 執行役員・法務開発責任者)
「企業法務とテクノロジー」
- ・パネルディスカッション
佐藤隆久 (日東電工 (中国) 投資有限公司法務部長)
陳青東 (King&Wood 法律事務所上海支所副主任、パートナー)
山田真太郎 (上海交通大学日本研究センター兼任研究員)

4. ESG と企業法務

- ・モデレーター 秦晟 (三井住友海上火災保険 (中国) 有限公司法律責任者)
- ・プレゼンテーション
徐雲程 (上海数澄科技有限公司 CEO、上海現代サービス業聯合会ビッグデータセンター常務副主任)
「企業での持続可能なガバナンスの新モード」
金野晴之 (AGC (中国) 投資有限公司上海支社総経理)
「AGC グループのガバナンス」
- ・パネルディスカッション
陳宏 (国薬控股股份有限公司法務コンプライアンス部長)
周敏 (みずほ銀行 (中国) 有限公司総法律顧問)
朱翹楚 (上海交通大学日本研究センターリサーチフェロー)

5. 閉会挨拶